

RI weekly レポート

～ シリアル・ルネッサンス～

<http://www.riceisland.co.jp>

食物防疫法と種子法について

「種子を守り続けることも、日本の農業を守ること！」

食物防疫法とは・・・輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

種子法とは・・・主要農作物(稲、大麦、はたか麦、小麦、大豆)の優良種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的とする。

右記は、昨年12月に報道された記事です。農水省は食物防疫法の違反対象に、外国からの種芋の取締りをしました。

前述の種子法は優良種子の生産及び、普及の促進が目的ですが、見解の違いという問題もあります。日本国内に持ち込まれる種子を抑制すること、優良種子を守ることは、日本の農業を守ることにつながっていくことにもなるのではないのでしょうか。

ポテトチップスで知られる「カルビー」(東京の子会社「カルビー ポテト」(北海道帯広市)が、防疫検査を受けていない種芋を栽培していた疑いがあることが9日、分かった。道の報告を受けた農水省横浜植物防疫所(横浜)は植物防疫法に抵触する恐れがないか事実関係を確認する。同社によると、種芋は南富良野町の契約農家で栽培し、この種芋を使って道内の農家数百軒がポテトチップス用などのジャガイモをつくっている。11月、この農家の畑で病害虫「ジャガイモシストセンチュウ」が発生したのを同社が確認。届け出を受けた北海道が調査して未検査の疑いが発覚した。(共同通信より)

=====
農水省は13年4月から、野菜の輸入が増えているため、病害虫の侵入を防ぐ植物検疫検査を強化・徹底することを決めた。港での検査申請が一定量を超えた場合、検査を翌日以降に回すなど「輸入が増えても検査を手抜きしない」(植物防疫課)ことにした。土つき野菜や輸入禁止植物を日本に輸出するなどの違反行為を繰り返す業者を、実質的に輸入禁止処分にするなど厳しく対応する、ともしています。
=====

中国も食糧輸出国から、輸入国に転じつつあります。日本の10倍の12億人口の中国が、食糧の輸出を抑制し始めています。日本の自給率(カロリーベース)は40%台です。
経済的理由で、さまざまなところの種子を持ち込んだり、持ち出したり、世界各地でいろいろな農産物が作られるようになってきています。外国頼りで食糧不足が懸念される現在、日本国内の種子を保存し、作りつづけていくことが、日本の食糧と農業を守ることになるのではないのでしょうか。
ライスアイランドの五つの約束の中で、「食物の国内自給率を高めるためにも、穀物食をすすめます」としてあります。お米や穀物食は、種子を食べていることで、生命の誕生させる種子は、すばらしい活力に富み、かつ大きなエネルギーを持っています。
日本国内で栽培されている在来種も含めた農産物の種子を、積極的に守っていくことを皆で意識を持って始めようではありませんか。